

- ◎新潟県訓令第9号
- ◎新潟県教育委員会訓令第4号
- ◎新潟県警察本部訓令第10号

本 庁
地 域 機 関
教 育 庁 本 庁
教 育 庁 出 先 機 関
県 立 学 校
警 察 本 部
警 察 署

新潟県青少年総合対策本部設置規程（昭和39年3月新潟県訓令第4号、昭和39年3月新潟県教育長訓令第4号、昭和39年3月新潟県警察本部訓令第5号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月30日

新 潟 県 知 事 泉 田 裕 彦
新潟県教育委員会委員長 外 山 迪 子
新潟県警察本部長 山 岸 直 人

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表第2（第4条関係） 国際課長 大学・私学振興課長 県民生活課長 福祉保健課長 医務薬事課長 健康対策課長 生 活衛生課長 障害福祉課長 児童家庭課長 <u>少</u> <u>子</u> <u>化対策課長</u> 労政雇用課長 職業能力開発課長 経営普及課長 林政課長 都市整備課長 義務教 育課長 高等学校教育課長 生涯学習推進課長 文化行政課長 保健体育課長 少年課長	別表第2（第4条関係） 国際課長 大学・私学振興課長 県民生活課長 福祉保健課長 医務薬事課長 健康対策課長 生 活衛生課長 障害福祉課長 児童家庭課長 労政 雇用課長 職業能力開発課長 経営普及課長 林 政課長 都市整備課長 義務教育課長 高等学校 教育課長 生涯学習推進課長 文化行政課長 保 健体育課長 少年課長